## 検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、令和4年10月28日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発 1028第1号」により、測定項目に検査実施料が新設されましたので、下記の 通りご案内いたします。

謹白

記

## ■ 新規保険収載

測定項目	保険点数
SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス・RSウイルス 抗原同時検出(定性)	420点
SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス 核酸同時検出(検査委託)(検査委託以外)	700点

## ■ 適用日

2022(R4)年 10月 28日(金)から適用



## ▼ 新規保険収載

測定項目	SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス抗原同時検出(定性)	
保険点数	420点 (210点×2回分)	
検体検査判断料	免疫学的検査判断料(144点)	
診療報酬点数表区分	「D012」感染症免疫学的検査「44」	
	ア SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス・RSウイルス抗原同時	
	検出(定性)は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方	
	法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原、インフルエ	
	ンザウイルス及びRSウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又	
	認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑わ	
	れる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、	
	「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)の所定点数2回分を	
	合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、	
留意事項	動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として	
	実施した場合は算定できない。	
	イ COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的と	
	して本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のよう	
	に合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結	
	果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場	
	合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。な	
	お、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要	
	欄に記載すること。	
	ウ SARSーCoVー2・インフルエンザウイルス・RSウイルス抗原同時	
	検出(定性)を実施した場合、本区分「22」のインフルエンザウイル	
	ス抗原定性、「23」のRSウイルス抗原定性、SARSーCoVー2抗	
	原検出(定性)、SARSーCoVー2抗原検出(定量)、SARSーCoV	
	ー2・インフルエンザウイルス抗原同時検出(定性)及びSARSーC	
	oV-2・RSウイルス抗原同時検出(定性)については、別に算定で	
	きない。	

測定項目	SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出 (検査委託)(検査委託以外)
保険点数	700点(350点×2回分)
検体検査判断料	微生物学的検査判断料(150点)
診療報酬点数表区分	「D023」微生物核酸同定·定量検査「10」
	ア SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス・RSウイルス核酸同時
	検出は、COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、SAR
	S-CoV-2、インフルエンザウイルス及びRSウイルスの核酸検出
	を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用
	いて、PCR法(定性)により、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中
	のSARS-CoV-2、インフルエンザウイルス及びRSウイルスの
	核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、
	本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を
	準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険
	医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、
	国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガ
	イダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリ―Bの感染性物
	質の規定に従うこと。
	イ COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的と
	して本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のよう
	に合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結
	果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかず、本検
留意事項 留意事項	査を再度実施した場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に
田池子汉	限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療
	報酬明細書の摘要欄に記載すること。
	ウ COVID-19の治療を目的として入院している者に対し、退院可能
	かどうかの判断を目的として実施した場合は、「感染症の予防及び
	感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイ
	ルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正
	)」(令和3年2月25日 健感発0225 第1号)の「第1 退院に関する
	基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のよう
	に合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結
	果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
	エ SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出を実
	施した場合、本区分「13」のインフルエンザ核酸検出、SARSーCo
	V-2核酸検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、
	SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出及びウイルス・細菌
	核酸多項目同時検出(SARS-CoV-を含む。)については、別に
	算定できない。
	オ 本検査を算定するに当たっては、本区分の「10」の「注」に定める
	規定は適用しない。